

平成23年 雇用保険法

〔問 7〕 雇用保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 失業等給付の支給を受けることができる者が死亡し、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがある場合において、その者と事実上の婚姻関係にあったXと、両者の子Yが、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたとき、Xは自己の名でその未支給の失業等給付の支給を請求することができない。
- B 雇用保険法第8条の規定に基づき厚生労働大臣に対して被保険者になったこと又は被保険者でなくなったことの確認を行うよう請求をすることができるのは、現に適用事業に雇用されている者に限られず、過去に適用事業に雇用されていた者も含まれる。
- C 教育訓練給付の支給を受ける権利は、他人に譲り渡し、又は担保に供することができない。
- D 技能検定の実施に要する経費を負担することや、技能検定を行う法人その他の団体に対して技能検定を促進するために必要な助成を行うことは、能力開発事業の対象に含まれている。
- E 雇用保険事業の事務の執行に要する経費については、国庫が、毎年度、予算の範囲内において負担するものとされている。

平成23年 雇用保険法 試験問題の正答	択一式						
	1	2	3	4	5	6	7
	B	C	A	C	D	B	A